

予 算 要 求 資 料

令和3年6月補正予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：県産材流通対策費

事業名 **新**販路創出のためのキノコ等トライアル支援事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 県産材流通課 資源活用係 電話番号：058-272-1111 (内 3013)

E-mail：c11545@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 22,500 千円 (現計予算額：0 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|------------|--------|------------|------------|------------|----------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財産収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 現 計 予算額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 補 正 要求額 | 22,500 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22,500 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

新型コロナウイルスの感染拡大は、県民の日常行動や生活態様に大きな影響を与えている。キノコ等生産においても、それらの影響下における消費者の嗜好やニーズの変化・多様化に対応した栽培技術や生産経営が求められている。

こうした状況下において安定的にキノコ等の生産を行っていくためには、より高効率・高収量な生産手法の確立に向けての栽培方法の改善や、これまでに栽培してきた品種からより消費者ニーズの高い品種・品目の導入が必要であるが、そのためには新たな栽培手法を確立するまでのリスクがあり、特に多額の投資を要する施設整備に対する支援が必要となる。

(2) 事業内容

○新たな栽培品種・品目の導入のために必要な施設整備を支援する。

- ・ 補 助 率：3 / 4 以内 (補助上限額：2, 2 5 0 千円)
補助対象事業費は3, 0 0 0 千円以下とする
- ・ 事業主体：森林組合、キノコ等の生産者、民間事業体 等
- ・ 内 容：キノコ等の生産施設及び機械施設等の整備

(3) 県負担・補助率の考え方

補助率 3 / 4 以内

- ・新型コロナウイルス感染拡大による緊急性を鑑み、類似事業より一層強力な支援を実施する。

(4) 類似事業の有無

○林業・木材産業構造改革事業（国庫補助事業）

- ・ただし、本要求事業は国庫補助事業の対象とならない事業費 3, 000 千円以内の事業を対象としている。

○県産材等生産体制強化施設整備事業（県単独補助事業）

【事業趣旨】生産工程管理等の認証・評価取得による生産・販売ロット拡大

○販路創出のためのキノコ等トライアル支援事業

【事業趣旨】消費者ニーズの変化・多様性に対応した栽培手法の確立

事業趣旨は異なる。

3 事業費の積算内訳

(千円)

| 費目 | 金額 | 事業内容 |
|-----|--------|---------------------------------|
| 補助金 | 22,500 | 新たな栽培品種・品目の導入のためのキノコ等生産施設や機械施設等 |
| 合計 | 22,500 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「岐阜県特用林産の振興方針（キノコ類）」

4. 各分野における基本戦略

(1) 生産資材対策

指標：令和3年度まで4,508 t のキノコ生産量を維持することを目指す。

(2) 後年度の財政負担

令和3年度単年度

(3) 事業主体及びその妥当性

- ・事業主体：森林組合、特用林産物の生産者、民間事業者等
事業主体を県内のキノコ等生産者とすることは妥当である。

県単独補助金事業評価調書

| |
|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input type="checkbox"/> 継続要求事業 |

| | |
|-----------|--|
| 補助事業名 | 販路創出のためのキノコ等トライアル支援事業費補助金 |
| 補助事業者（団体） | 特用林産物の生産者、民間事業体 等 |
| 補助事業の概要 | （目的）消費者ニーズの高い品種・品目の導入の支援 （内容）新たな栽培品種・品目の導入のために必要な施設整備等を支援する。 |
| 補助率・補助単価等 | 定額・ 定率 ・その他 （内容）3/4 （理由）新型コロナウイルス感染拡大による緊急性を鑑み、類似事業より一層強力な支援とする。 |
| 補助効果 | ・消費者の嗜好やニーズの変化・多様化に対応した栽培技術や生産経営が確立され、コロナ終息後の販路創出が期待できる。 |
| 終期の設定 | 終期 令和3年度 |

（事業目標）

岐阜県特用林産の振興方針（キノコ類）に基づき、岐阜県内のキノコ生産量について、令和3年度までに4,508tに増加されるようにする。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 (R2年度末) | 目標 (R3年度末) | 目標 (終期) |
|-----------|------------------|---------------|------------|
| キノコ生産量（t） | 4,043t | 4,508t | 4,508t |

| | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 (要求) |
|---------|-------|-------|------|------|-------------------|
| 補助金交付実績 | | | | | (要求額) 22,500千円 |
| 指標目標 | | | | | 4,508t |
| 指標実績 | | | | | (推計値) t |
| 指標達成率 | | | | | (推計値) % |

（前年度の成果）

(今後の課題)

消費者の嗜好やニーズに合った生産手法を早期確立させ、きのこ生産者の経営を早期に回復軌道に乗せることが必要。

(事業の評価)

| | |
|--|---|
| ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い | |
| (評価) ○ | コロナ終息後を見据え、品質や付加価値の向上及び新規参入者に対する支援を実施するもので、事業の必要性は高い。 |
| ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない | |
| (評価) ○ | |
| ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある | |
| (評価) ○ | |

(事業の見直し検討)

| |
|--|
| |
|--|

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・**廃止**

新型コロナウイルス感染症の影響が収束し、国内の経済活動が回復軌道に乗った時点で廃止とする。